

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 2
------	-----------

事業名	(普通林道開設事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	漆窪縄沢線	事業実施主体	福島県
関係市町村	高郷村・西会津町	管理主体	高郷村・西会津町
事業実施期間	S 59 ~ H 9 (14年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>位置等 高郷村と西会津町は、福島県の西部に位置し、阿賀川と只見川が合流して阿賀野川となる比較的緩やかな地形に開けた地域で、西会津町は町の西側で新潟県に接している。</p> <p>本線林道に係る森林の状況 本林道の利用区域内の森林面積は634haで、全域が水土保持林に区分されている。森林は、スギを主体とする人工林が29%となっており、このうち継続的な保育等を要する年齢以下の林分が21%を占めている。このため、森林の持つ水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための森林整備の実施が期待されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 当地域には、森林整備を効率的に実施するための根幹となる林道等の路網が未整備であったことから、適切な森林施業の遅れが目立っていた。 このため、施業の必要な森林への到達時間の短縮、労働力や資材の効率的な移動等により、林業労働の軽減及び森林施業コストの低減を図り、森林整備を促進することを目的に高郷村漆窪地区と西会津町縄沢地区を連絡する線形で林道を整備したものである。</p> <p>開設延長 13,765m、車道幅員 3.0m、利用区域内森林面積 634ha</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益 (B) 2,427百万円 総費用 (C) 2,225百万円 分析結果 1.09 (本事業の採択当時とは、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>林道の開設によって利用区域内の平均到達距離は173mとなり、施業地への到達時間の短縮と施業コストの低減が図られ、効率的な森林整備の推進に寄与している。 整備後5ヶ年間の下刈や除伐等の保育作業は延べ101haが実施されている。 また、大型トラックによる間伐材等林産物の効率的な輸送が可能となり、整備後5ヶ年間の間伐実施面積は30haが実施されるなど、急速に森林の整備が進んでいる。 地域住民の山菜採取や、烏屋山への散策などの経路としても機能している。</p>
-----------	---

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は福島県が開設した後、高郷村及び西会津町が定めた林道維持管理規程に基づき管理されている。 地元住民による年2回の草刈や側溝清掃等が実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	--

事業実施による環境の変化	<p>森林組合による伐採や植栽、除伐・間伐等の実施面積が増加するなど、森林施業の実施に対する意欲が向上してきている。 また、本林道は、烏屋山登山道と連絡しており、シーズン中は多くの登山者に利用されている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>林業労働の軽減、森林施業コストの低減が図られ、森林施業の実施面積が増加してきたことから、水源かん養機能等公益的機能の高度発揮の期待がより一層高まってきている。 本林道を通じて山菜採取や散策等に森林を利用する地元住民が増加しており、森林に対する理解が深まりつつある。</p>
-----------	---

今後の課題等	<p>森林施業の実施に対する意欲が徐々に増進されてきているが、木材価格の低迷等により間伐等の実施状況が十分とは言えない状況であることから、森林所有者に対する森林施業実施の普及啓発等を行い、積極的な森林施業の実施を促進する必要がある。</p>
--------	--

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 森林へのアクセスの向上、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、基盤となる林道等路網の整備が求められるところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、切土等の抑制、必要最小限の路側施設の設置などコスト縮減に努めており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況等からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 3
------	-----------

事業名	(普通林道開設事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	大栗線	事業実施主体	川俣町
関係市町村	川俣町	管理主体	川俣町
事業実施期間	S 58 ~ H 9 (15年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>位置等 川俣町は、福島県の北部に位置し、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯に位置し、総土地面積12,766ha、このうち森林面積は67%を占める8,535haとなっている。</p> <p>本線林道に係る森林の状況 本林道の利用区域内の森林面積は227haで、全域が水土保持林に区分されている。森林は、スギ、アカマツを主体とする人工林が70%となっており、このうち継続的な保育等を要する 齢級以下の林分が15%を占めている。このため、森林の持つ水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための森林整備の実施が期待されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 当地域には、森林整備を効率的に実施するための根幹となる林道等の路網が未整備であったことから、適切な森林施業の遅れが目立っていた。 このため、施業の必要な森林への到達時間の短縮、労働力や資材の効率的な移動等により、林業労働の軽減及び森林施業コストの低減を図り、森林整備を促進することを目的に川俣町大綱木地区と西福沢地区を連絡する線形で林道を整備したものである。</p> <p>開設延長 6,644m、車道幅員 3.0m、利用区域内森林面積 227ha</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益 (B) 1,175百万円 総費用 (C) 1,109百万円 分析結果 1.06 (本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>林道の開設によって利用区域内の平均到達距離は128mとなり、施業地への到達時間の短縮と施業コストの低減が図られ、効率的な森林整備の推進に寄与している。 整備後5ヶ年間の下刈や除伐等の保育作業は延べ5haが実施されている。 また、大型トラックによる間伐材等林産物の効率的な輸送が可能となり、整備後5ヶ年間の間伐実施面積は23haが実施されるなど、急速に森林の整備が進んでいる。 地元住民の山菜採取や葉山の散策などへの経路として機能している。</p>
-----------	--

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は川俣町が開設した後、川俣町が林道管理規程に基づき管理している。 地元住民による年2回の草刈や側溝清掃等が実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	--

事業実施による環境の変化	<p>森林組合による伐採や植栽、除伐・間伐等の実施面積が増加するなど、森林施業の実施に対する意欲が向上してきている。 森林整備が実施され、林内の明るい単層林や複層林、針広混交林が整備され、森林の景観が向上してきている。また、毎年、地元主催の山開きなどのイベントが盛大に開催され、森林環境の整備に対する意識が高まってきている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>林業労働の軽減、森林施業コストの低減が図られ、森林施業の実施面積が増加してきたことから、水源かん養機能等公益的機能の高度発揮の期待がより一層高まってきている。 また、本林道は、林産物の輸送のほか、農産物等地域産物の輸送にも利用されており、地域間の物流が促進されている。</p>
-----------	---

今後の課題等	<p>森林施業の実施に対する意欲が徐々に増進されてきているが、木材価格の低迷等により間伐等の実施状況が十分とは言えない状況であることから、森林所有者に対する森林施業実施の普及啓発等を行い、積極的な森林施業の実施を促進する必要がある。</p>
--------	--

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 森林へのアクセスの向上、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、基盤となる林道等路網の整備が求められるところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、切土等の抑制、必要最小限の路側施設の設置などコスト縮減に努めており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況等からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 4
------	-----------

事業名	(普通林道開設事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	釜の脇線	事業実施主体	只見町
関係市町村	只見町	管理主体	只見町
事業実施期間	H5～H9(5年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>位置等 只見町は、福島県の西部に位置し、只見川の源流部に所在し、町の西側は新潟県に接している。</p> <p>本線林道に係る森林の状況 本林道の利用区域内森林面積は260haで、全域が水土保全林に区分されている。森林は、コナラ・ミズナラを主体とする天然林が90%となっており、森林の持つ水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、天然林改良等の施業の実施が急務となっている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 当地域には、森林整備を効率的に実施するための根幹となる林道等の路網が未整備であったことから、適切な森林施業の遅れが目立っていた。 このため、施業の必要な森林への到達時間の短縮、労働力や資材の効率的な移動等により、林業労働の軽減及び森林施業コストの低減を図り、森林整備を促進することを目的に林道を整備したものである。</p> <p>開設延長 2,810m、車道幅員 3.0m、利用区域内森林面積 260ha</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B) 408百万円 総費用(C) 400百万円 分析結果 1.02 (本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>林道の開設によって利用区域内の平均到達距離は347mとなり、施業地への到達時間の短縮と施業コストの低減が図られ、効率的な森林整備の推進に寄与している。 整備後5ヶ年間の施業実績は人工林の間伐14ha、天然林改良39haとなっており、森林の整備が進んでいる。 地元住民の山菜採取のため森林を利用する際の経路として機能している。</p>
-----------	---

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は只見町が開設した後、只見町が林道管理規程に基づき管理しており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	---

事業実施による環境の変化	<p>森林組合による間伐実施面積の増加や、天然林改良の実施など、森林施業の実施に対する意欲が向上してきている。 天然林改良が実施され、森林の景観が向上してきている。また、森林ボランティアによる森林整備の実施や、地元住民の収入増大を図るための山菜等副産物の採取など、森林に対する理解が深まりつつある。</p>
--------------	---

社会経済情勢の変化	<p>林業労働の軽減、森林施業コストの低減が図られ、森林施業の実施面積が増加してきたことから、水源かん養機能等公益的機能の高度発揮の期待がより一層高まってきている。 山菜等の副産物の採取が効率的に行えるようになり、地元住民の収入増大効果につながっている。</p>
-----------	---

今後の課題等	<p>林道の維持管理を適切に行う必要があるが、公的な維持管理のみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく等の取り組みを推進する必要がある。</p>
--------	---

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 森林へのアクセスの向上、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、基盤となる林道等路網の整備が求められるところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、切土等の抑制、必要最小限の路側施設の設置などコスト縮減に努めており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況等からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 5
------	-----------

事業名	(普通林道開設事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	上岡駒込線	事業実施主体	いわき市
関係市町村	いわき市	管理主体	いわき市
事業実施期間	H 4 ~ H 9 (6 年間)	完了後経過年数	5 年

事業の概要・目的	<p>位置等 いわき市は、福島県の東南部に位置し、西は阿武隈高地を含み東は太平洋に臨んでいる。本市の総面積は約1,231km²であり、そのうち森林が約72%を占めている。</p> <p>本線林道に係る森林の状況 本林道の利用区域は、古くから林業生産活動の盛んな地域に所在しており、全域が資源循環林に区分されている。利用区域内森林面積は46haで、スギ、アカマツを主体とする人工林が78%となっており、このうち 齢級以上の利用伐期齢に達している林分が66%となっている。このため、将来の優良な木材供給源としての森林整備の実施が期待されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 当地域には、森林整備を効率的に実施するための根幹となる林道等の路網が未整備であったことから、適切な森林施業の遅れが目立っていた。このため、施業の必要な森林への到達時間の短縮、労働力や資材の効率的な移動等により、林業労働の軽減及び森林施業コストの低減を図り、森林整備を促進することを目的にいわき市上岡地区と駒込地区を連絡する線形で林道を整備したものである。</p> <p>開設延長 2,032m、車道幅員 3.0m、利用区域内森林面積 46ha</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は次のとおりである。</p> <p>総便益 (B) 268百万円 総費用 (C) 214百万円 分析結果 1.25 (本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	--

事業効果の発現状況	<p>林道の開設によって利用区域内の平均到達距離は85mとなり、施業地への到達時間の短縮と施業コストの低減が図られ、効率的な森林整備の推進に寄与している。</p> <p>整備後5ヶ年間の下刈や除伐等の保育作業は延べ10haが実施されている。</p> <p>また、大型トラックによる間伐材等林産物の効率的な輸送が可能となり、整備後5ヶ年間の間伐実施面積は20haが実施されるなど、急速に森林の整備が進んでいる。</p> <p>地元住民の山菜採取や上岡山の散策などへの経路として機能している。</p>
-----------	--

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道はいわき市が開設した後、いわき市が林道維持管理要綱に基づき管理することとしており、地元住民による年2回の草刈や側溝清掃などが実施されているなど、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	---

事業実施による環境の変化	<p>森林組合による伐採や植栽、除伐・間伐等の実施面積が増加するなど、森林施業の実施に対する意欲が向上してきている。</p> <p>森林整備が実施され、林内の明るい単層林や複層林、針広混交林が整備され、森林の景観が向上してきている。また、林道開設による野生動植物の生息・生育環境の悪化、渓流水の流量の減少などの影響は見受けられない。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>林業労働の軽減、森林施業コストの低減が図られ、森林施業の実施面積が増加してきたことから、水源かん養機能等公益的機能の高度発揮の期待がより一層高まってきている。</p> <p>また、本林道は、林産物の輸送のほか、農産物等地域産物の輸送にも利用されており、地域間の物流が促進されている。</p>
-----------	--

今後の課題等	<p>森林施業の実施に対する意欲が徐々に増進されてきているが、木材価格の低迷等により間伐等の実施状況が十分とは言えない状況であることから、森林所有者に対する森林施業実施の普及啓発等を行い、積極的な森林施業の実施を促進する必要がある。</p>
--------	--

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 森林へのアクセスの向上、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、基盤となる林道等路網の整備が求められるところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、切土等の抑制、必要最小限の路側施設の設置などコスト縮減に努めており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況等からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 6
------	-----------

事業名	(林道改良事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	三河小田川線	事業実施主体	郡山市
関係市町村	郡山市, 猪苗代町	管理主体	郡山市, 猪苗代町
事業実施期間	H 8 ~ H 9 (2 年間)	完了後経過年数	5 年

事業の概要・目的	<p>本路線の概要 三河小田川線は、郡山市中山地区と猪苗代町小田地区を連絡する線形で平成2年に開設が完成した延長26,062m、車道幅員4.0mの林道であり、利用区域内森林面積3,489haの23%を占めるスギ人工林の除伐や間伐等の森林施業、地域住民の山菜採取などに利用されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 本林道は、切取法面を被覆した植生が経年変化により衰退して表土が流失するとともに、露出した基岩の風化により剥離した岩が落下するなど、車両の安全な通行を阻害していた。 このため、林道の質的向上を図り、通行車両の安全を確保し、近年の社会的要請に対応するよう法面保護工による整備を実施したものである。</p> <p>法面保全（厚層基材吹付工） 施工延長203m（施工面積2,829）</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益（B） 59百万円 総費用（C） 51百万円 分析結果 1.16 （本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。）</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>法面保全の施工前は、法面の崩落や落石の発生により通行止や徐行による通過が行われることが多かったが、整備後の5年間では、法面の崩落や落石の発生等がなく、安全な通行が確保されている。</p> <p>整備前は、法面からの崩落土砂や落石の除去に年408万円の経費を要していたが、整備後の5年間では年117万円程度となり、維持管理コストの軽減が図られている。</p>
-----------	---

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は、郡山市が定めた林道管理規程により管理されている。</p> <p>地元住民による年2回の草刈や側溝清掃などが実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	--

事業実施による環境の変化	<p>法面の崩落や落石が防止され、林道の通行が安全で快適となったことから、林道利用者の林道の安全性、利便性に対する信頼が得られつつある。</p> <p>法面保全施工後は、在来の木本類等も自生するなどにより法面が安定化し、崩落土砂や転石の林地への流入等がなくなるとともに、法面が周辺の植生となじみはじめており、環境保全が図られている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>森林施業従事者や地域住民の林道通行における安全性が向上し、本林道が間伐材等林産物や地域産物の輸送に利用される頻度が高まってきており、林業生産性の向上や地域産物の地域間交流が促進されつつある。</p>
-----------	--

今後の課題等	<p>林道の維持管理については、公的なもののみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく必要がある。</p> <p>また、本路線の利用者が増加傾向にあるため、案内標識等の安全施設を整備する必要がある。</p>
--------	---

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 林道機能を高度に維持し、森林へのアクセス、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、安全かつ円滑な通行が可能な林道等路網の整備が求められているところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、適切な工種、工法が選定されており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況及び維持管理費の縮減状況からみて有効性が認められる。
------	---

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 7
------	-----------

事業名	(林道改良事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	日山源田線	事業実施主体	郡山市
関係市町村	郡山市	管理主体	郡山市
事業実施期間	H9(1年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>本路線の概要 日山源田線は、郡山市湖南地区と逢瀬地区を連絡する線形で昭和61年に開設が完成した延長11,202m、車道幅員3.0mの林道であり、利用区域内森林面積678haの53%を占めるスギ人工林の除伐や間伐等の森林施業、地域住民の山菜採取や高旗山の散策等の経路として利用されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 本林道は、切取法面を被覆した植生が経年変化により衰退して表土が流失するとともに、露出した基岩の風化により剥離した岩が落下するなど、車両の安全な通行を阻害していた。 このため、林道の質的向上を図り、通行車両の安全を確保し、近年の社会的要請に対応するよう法面保護工による整備を実施したものである。</p> <p>法面保全(厚層基材吹付工) 施工延長80m(施工面積727)</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B) 45百万円 総費用(C) 16百万円 分析結果 2.70 (本事業の採択当時とは、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>法面保全の施工前は、法面の崩落や落石の発生により通行止や徐行による通過が行われることが多かったが、整備後の5年間では、法面の崩落や落石の発生等がなく、安全な通行が確保されている。</p> <p>整備前は、法面からの崩落土砂や落石の除去に年314万円の経費を要していたが、整備後の5年間では年90万円程度となり、維持管理コストの軽減が図られている。</p>
-----------	--

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は、郡山市が定めた林道管理規程により管理されている。</p> <p>地元住民による年2回の草刈や側溝清掃などが実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	--

事業実施による環境の変化	<p>法面の崩落や落石が防止され、林道の通行が安全で快適となったことから、林道利用者の林道の安全性、利便性に対する信頼が得られつつある。</p> <p>法面保全施工後は、在来の木本類等も自生するなどにより法面が安定化し、崩落土砂や転石の林地への流入等がなくなるとともに、法面が周辺の植生となじみはじめており、環境保全が図られている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>森林施業従事者や地域住民の林道通行における安全性が向上し、本林道が間伐材等林産物や地域産物の輸送に利用される頻度が高まってきており、林業生産性の向上や地域産物の地域間交流が促進されつつある。</p>
-----------	--

今後の課題等	<p>林道の維持管理については、公的なもののみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく必要がある。</p> <p>また、本路線の利用者が増加傾向にあるため、案内標識等の安全施設を整備する必要がある。</p>
--------	---

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 林道機能を高度に維持し、森林へのアクセス、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、安全かつ円滑な通行が可能な林道等路網の整備が求められているところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、適切な工種、工法が選定されており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況及び維持管理費の縮減状況からみて有効性が認められる。
------	---

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 8
------	-----------

事業名	(林道改良事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	よこみち 横道線	事業実施主体	熱塩加納村
関係市町村	熱塩加納村	管理主体	熱塩加納村
事業実施期間	H5～H9(5年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>本路線の概要 横道線は、熱塩加納村赤沢集落から三ノ倉集落を連絡する線形で昭和62年に開設が完成した延長2,634m、車道幅員2.0mの林道であり、利用区域内森林面積44haの48%を占めるスギ人工林の除伐や間伐等の森林施業、地域住民の山菜採取の経路として利用されてきている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 本林道は、側溝もなく急勾配、急カーブの箇所が多く、車両の通行による轍の形成と雨水による路面の浸食が相まって著しい凹凸が形成されやすく、林道の安全な通行に支障を来すとともに、この補修等に多大の費用を費やしていた。 このため、林道の質的向上を図り、通行車両の安全を確保し、近年の社会的要請に対応するよう局部改良による排水施設の新設による整備を実施したものである。</p> <p>局部改良(排水施設新設) 施工延長2,621m(コンクリートL型側溝敷設3,546m)</p>
----------	---

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B) 132百万円 総費用(C) 123百万円 分析結果 1.07 (本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>排水施設の整備前は、雨水の流下による路面の深い浸食が発生し、通行止や徐行による通過が行われることが多かったが、整備後の5年間では、著しい路面の浸食が発生することがなく安全で快適な通行が確保されている。 整備前は、路面浸食による凹凸の整備に年30万円の経費を要していたが、整備後の5年間では年3万円程度となり、維持管理コストの軽減が図られている。</p>
-----------	---

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は、熱塩加納村が定めた林道管理規程により管理されている。 地元住民による年1回の草刈や側溝清掃などが実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	---

事業実施による環境の変化	<p>路面の著しい凹凸の形成がなくなったことから、林道の通行が安全で快適となり、林道利用者の安全性、利便性に対する信頼が得られつつある。 路面浸食による著しい凹凸の発生がなくなり、路盤等の砂利や土砂が沿線の林地に流入しなくなり、環境保全が図られている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>林業労働力や資材の効率的な移動が可能となり、林業労働の軽減、森林施業コストの低減が図られ、間伐等の森林施業が推進されるとともに、間伐材が搬出され、杭丸太等に加工されて利用されるなど、林業、林産業の振興が図られつつある。 また、地域住民が山菜等の副産物の採取に利用するようになり、副収入による所得の増大が図られつつある。</p>
-----------	--

今後の課題等	<p>林道の維持管理については、公的なもののみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく必要がある。また、利用頻度が増加してきていることから、急勾配区間の舗装等を実施し、安全性及び走行性の向上を図る必要がある。</p>
--------	--

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 林道機能を高度に維持し、森林へのアクセス、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、安全かつ円滑な通行が可能な林道等路網の整備が求められているところであり、必要性が認められる。 効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、適切な工種、工法が選定されており、効率性が認められる。 有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況及び維持管理費の縮減状況からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 5 9
------	-----------

事業名	(林道改良事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	大峯線	事業実施主体	柳津町
関係市町村	柳津町	管理主体	柳津町
事業実施期間	H9(1年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>本路線の概要 大峯線は、柳津町郷戸地区と久保田地区を連絡する線形で昭和54年に開設が完成した延長7,858m、車道幅員3.0~4.0mの林道であり、利用区域内森林面積521haの29%を占めるスギ人工林の除伐や間伐等の森林施業、地域住民の生活道として利用されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 本林道は、切取法面を被覆した植生が経年変化により衰退して表土が流失するとともに、露出した基岩の風化により剥離した岩が落下するなど、車両の安全な通行を阻害していた。 このため、林道の質的向上を図り、通行車両の安全を確保し、近年の社会的要請に対応するよう法面保護工による整備を実施したものである。</p> <p>法面保全(厚層基材吹付工) 施工延長249m(施工面積1,831)</p>
----------	--

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B) 39百万円 総費用(C) 35百万円 分析結果 1.12 (本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>法面保全の施工前は、法面の崩落や落石の発生により通行止や徐行による通過が行われることが多かったが、整備後の5年間では、法面の崩落や落石の発生等がなく、安全な通行が確保されている。</p> <p>整備前は、法面からの崩落土砂や落石の除去に年95万円の経費を要していたが、整備後の5年間では年58万円程度となり、維持管理コストの軽減が図られている。</p>
-----------	---

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は、柳津町が定めた林道管理規程により管理されている。</p> <p>地元住民による年2回の草刈や側溝清掃などが実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	--

事業実施による環境の変化	<p>法面の崩落や落石が防止され、林道の通行が安全で快適となったことから、林道利用者の林道の安全性、利便性に対する信頼が得られたことある。</p> <p>林道通行の走行性及び安全性が向上したことから、通勤、通学に利用する地元住民が増加してきている。</p> <p>法面保全施工後は、在来の木本類等も自生するなどにより法面が安定化し、崩落土砂や転石の林地への流入等がなくなるとともに、法面が周辺の植生となじみはじめており、環境保全が図られている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>森林施業従事者や地域住民の林道通行における安全性が向上し、本林道が間伐材等林産物や地域産物の輸送に利用される頻度が高まってきており、林業生産性の向上や地域産物の地域間交流が促進されつつある。</p>
-----------	--

今後の課題等	<p>林道の維持管理については、公的なもののみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく必要がある。</p> <p>また、本路線の利用者が増加傾向にある一方で、一部の心ない利用者による高速度での林道通行やゴミの投げ捨て等が見受けられことから、看板等の設置により林道通行に係るマナーの向上を図る必要がある。</p>
--------	---

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 必要性 林道機能を高度に維持し、森林へのアクセス、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、安全かつ円滑な通行が可能な林道等路網の整備が求められているところであり、必要性が認められる。 効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、適切な工種、工法が選定されており、効率性が認められる。 有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況及び維持管理費の縮減状況からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 6 0
------	-----------

事業名	(林道改良事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	東大森線	事業実施主体	大熊町
関係市町村	大熊町	管理主体	大熊町
事業実施期間	H 8 ~ H 9 (2 年間)	完了後経過年数	5 年

事業の概要・目的	<p>本路線の概要 東大森線は、昭和56年に開設が完成した延長1,852m、車道幅員3.0mの林道であり、利用区域内森林面積103haの54%を占めるスギ人工林の除伐や間伐等の森林施業、地域の水源となっている溜池の管理のほか、地域住民の生活道として利用されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 本林道は、切取法面を被覆した植生が経年変化により衰退して表土が流失するとともに、露出した基岩の風化により剥離した岩が落下するなど、車両の安全な通行を阻害していた。 また、溜池は地域の水源であるほか、希少生物とされているモリアオガエルの産卵場所でもあり、崩落土砂等の流入による濁水の発生を抑制する必要があった。 このため、林道の質的向上を図り、通行車両の安全を確保し、近年の社会的要請に対応するよう法面保護工による整備を実施したものである。</p> <p>法面保全（厚層基材吹付工） 施工延長127m（施工面積855 ）</p>
----------	--

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益（B） 14百万円 総費用（C） 13百万円 分析結果 1.06 （本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。）</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>法面保全の施工前は、法面の崩落や落石の発生により通行止や徐行による通過が行われることが多かったが、整備後の5年間では、法面の崩落や落石の発生等がなく、安全な通行が確保されている。 整備前は、法面からの崩落土砂や落石の除去等に年58万円の経費を要していたが、整備後の5年間では年30万円程度となり、維持管理コストの軽減が図られている。 法面からの崩落土砂等がなくなり、溜池への著しい濁水の流入が抑制されている。</p>
-----------	---

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道は、大熊町が定めた林道維持管理規則により管理されている。 町による年1回の草刈や、地域住民による側溝清掃などが実施されており、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	--

事業実施による環境の変化	<p>法面の崩落や落石が防止され、林道の通行が安全で快適となったため、林道の安全性、利便性に対する信頼が得られつつあり、通勤等の経路としての利用が増加してきている。 法面には、在来の木本類も自生して安定化が進んでおり、溜池への土砂の流入が抑制されたことから、モリアオガエルの繁殖場所や周辺林地の自然環境が保全されている。</p>
--------------	--

社会経済情勢の変化	<p>森林施業従事者や地域住民の林道通行における安全性が向上し、本林道が間伐材等林産物や地域産物の輸送に利用される頻度が高まってきており、林業生産性の向上や地域産物の地域間交流が促進されつつある。 また、地域の水源である溜池の日常の巡回管理や台風、豪雨の際の緊急を要する対応等が円滑に行えるようになり、地域住民の安心した生活が確保されている。</p>
-----------	---

今後の課題等	<p>林道の維持管理は、公的な実施のみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく必要がある。 また、一部の心ない利用者による高速度での林道通行やゴミの投げ捨て等が見受けられることから、看板等の設置により林道通行に係るマナーの向上を図る必要がある。</p>
--------	--

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 林道機能を高度に維持し、森林へのアクセス、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、安全かつ円滑な通行が可能な林道等路網の整備が求められているところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、適切な工種、工法が選定されており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況及び法面の安定状況からみて有効性が認められる。
------	--

完了後の評価個表

整理番号	森 1 - 6 1
------	-----------

事業名	(林道改良事業) 森林環境保全整備事業	都道府県	福島県
地区名	鶴石山線	事業実施主体	いわき市
関係市町村	いわき市	管理主体	いわき市
事業実施期間	H7～H9(3年間)	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	<p>本路線の概要 鶴石山線は、いわき市三和地区と遠野地区を連絡する線形で平成3年に開設が完成した延長7,829m、車道幅員3.0mの林道であり、利用区域内森林面積200haの80%を占めるスギ人工林の除伐や間伐等の森林施業、地域住民の山菜採取や鶴石山の散策等の経路として利用されている。</p> <p>本線林道を整備する目的・意義 本林道は、切取法面を被覆した植生が経年変化により衰退して表土が流失するとともに、露出した基岩の風化により剥離した岩が落下するなど、車両の安全な通行を阻害していた。 このため、林道の質的向上を図り、通行車両の安全を確保し、近年の社会的要請に対応するよう法面保護工による整備を実施したものである。</p> <p>法面保全(厚層基材吹付工) 施工延長1,048m(施工面積6,051)</p>
----------	--

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>現時点における費用対効果分析の試算結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B) 92百万円 総費用(C) 86百万円 分析結果 1.08 (本事業の採択当時には、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていない。)</p>
-----------------------	---

事業効果の発現状況	<p>法面保全の施工前は、法面の崩落や落石の発生により通行止や徐行による通過が行われることが多かったが、整備後の5年間では、法面の崩落や落石の発生等がなく、安全な通行が確保されている。</p> <p>整備前は、法面からの崩落土砂や落石の除去に年200万円の経費を要していたが、整備後の5年間では年50万円程度となり、維持管理コストの軽減が図られている。</p>
-----------	--

事業により整備された施設の管理状況	<p>本林道はいわき市が開設した後、いわき市が林道管理要綱に基づき管理することとしており、地元住民による年2回の草刈や側溝清掃などが実施されているなど、維持管理状況はおおむね良好である。</p>
-------------------	---

事業実施による環境の変化	<p>法面の崩落や落石が防止され、林道の通行が安全で快適となったことから、林道利用者の林道の安全性、利便性に対する信頼が得られつつある。</p> <p>林道通行の走行性及び安全性が向上したことから、通勤、通学に利用する地元住民が増加してきている。</p> <p>法面保全施工後は、在来の木本類等も自生するなどにより法面が安定化し、崩落土砂や転石の林地への流入等がなくなるとともに、法面が周辺の植生となじみはじめており、環境保全が図られている。</p>
--------------	---

社会経済情勢の変化	<p>森林施業従事者や地域住民の林道通行における安全性が向上し、本林道が間伐材等林産物や地域産物の輸送に利用される頻度が高まってきており、林業生産性の向上や地域産物の地域間交流が促進されつつある。</p>
-----------	--

今後の課題等	<p>林道の維持管理については、公的なもののみでは限界があることから、森林所有者等の林道利用者によるボランティア的な協力を要請し、林道機能を高度に維持していく必要がある。</p> <p>また、本路線の利用者が増加傾向にある一方で、一部の心ない利用者による高速度での林道通行やゴミの投げ捨て等が見受けられることから、看板等の設置により林道通行に係るマナーの向上を図る必要がある。</p>
--------	--

評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 林道機能を高度に維持し、森林へのアクセス、効率的な森林整備や木材生産等の施業の実施を図るため、安全かつ円滑な通行が可能な林道等路網の整備が求められているところであり、必要性が認められる。 ・効率性 費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれるとともに、適切な工種、工法が選定されており、効率性が認められる。 ・有効性 森林整備の推進状況、地域住民による利用状況及び維持管理費の縮減状況からみて有効性が認められる。
------	---